

同一品目の複数貸与の取扱いについて

[令和6年11月作成版]

1. 同一品目の複数貸与について

本町では、介護給付費適正化の観点から福祉用具の同一品目を複数貸与する場合は、理由書及びケアプラン等を提出していただきます。

複数貸与は、利用者の自立支援を阻害する恐れがないか、住宅改修での対応可否など、総合的な角度からアセスメントを行ったうえで、真に必要な場合に限り保険給付が認められます。

また、ケアプランに位置づける際は、ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員(以下「ケアマネジャー等」という。)が同一品目を複数貸与する必要性をアセスメントに記録し、サービス担当者会議で精査を行い、利用者の方了承を得てください。

2. 貸与品目対応表

福祉用具品目	複数貸与が必要と想定される⇒○ 複数貸与が必要と想定されない⇒×	町に理由書の提出が必要⇒○ 町に理由書の提出が不要⇒×
車いす(※)	○	○
車いす付属品	○	×
特殊寝台	×	
特殊寝台付属品	○	×
床ずれ防止用具	×	
体位変換器	○	×
手すり	○	×
スロープ	○	×
歩行器	○	○
歩行補助つえ(※)	○	○
認知症老人徘徊感知機器	○	×
移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	
自動排泄処理装置(尿のみ自動的に吸引する機能のものを除く)	×	

※車いす及び歩行補助つえを同時貸与する場合においても、理由書の提出が必要になります。

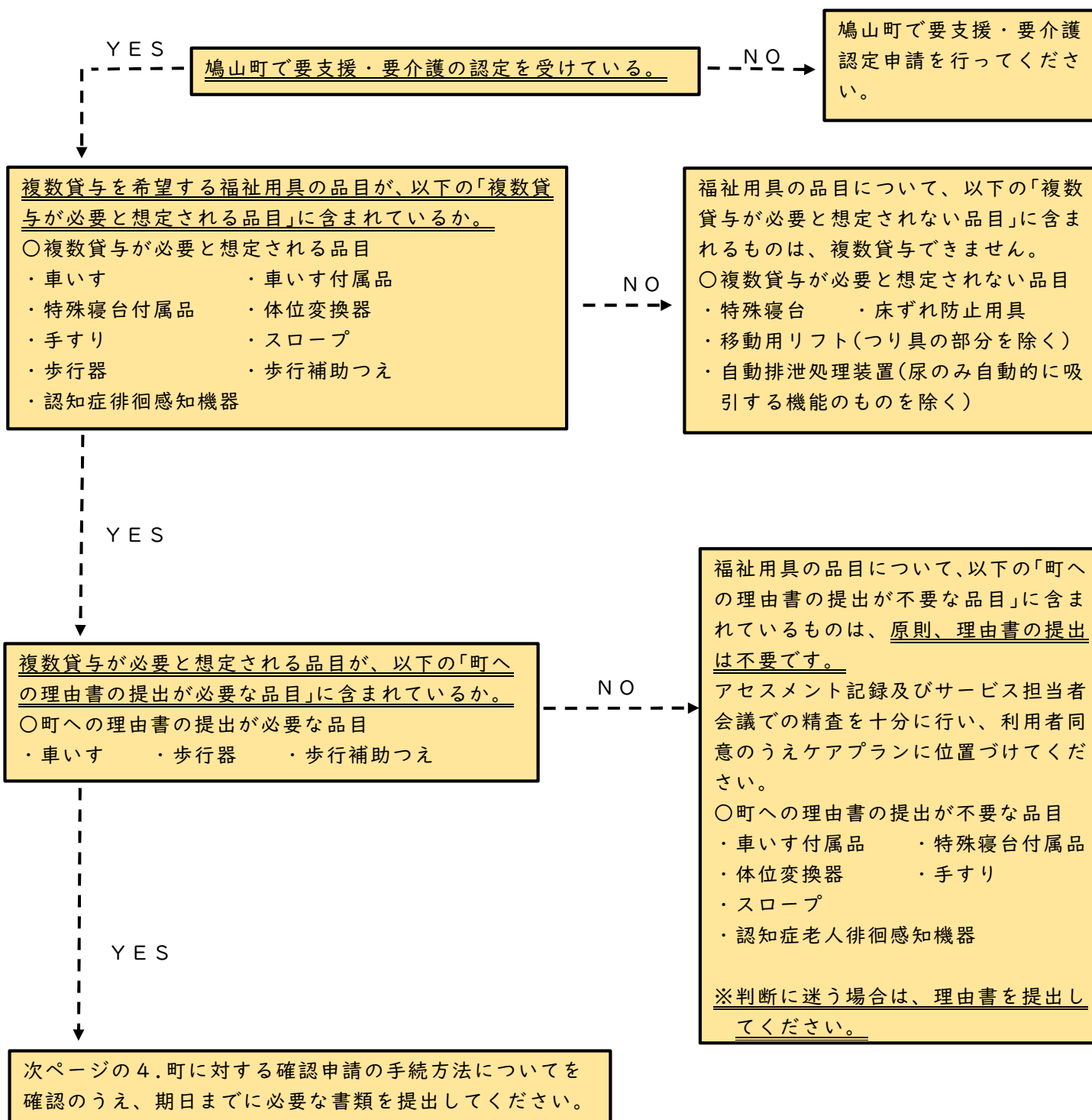
3. 同一品目の複数貸与の確認について

福祉用具の同一品目を複数貸与する場合は、真に必要な場合に限り貸与が認められます。

福祉用具の中で、別表のとおり複数貸与が必要と想定される理由に該当し、かつ、アセスメント記録及びサービス担当者会議での精査が十分に行われ、利用者同意のうえケアプランに位置づけている場合は、車いす・歩行器・歩行補助つえを除き、原則、町への確認なく複数貸与が可能です。

町への届出の有無については、下記フロー図を確認してください。

★同一品目の複数貸与の確認について(フロー図)



4. 町に対する確認申請の手続方法について

別表の複数貸与が必要と想定される品目の中で、想定される理由に該当する場合は、車いす・歩行器・歩行補助つえまたは、複数貸与が想定されるが、理由書の提出が必須ではない車いす付属品・特殊寝台付属品・体位変換器、手すり・スロープ・認知症老人徘徊感知機器について判断に迷う場合を除き、原則、アセスメントの記録及びサービス担当者会議で必要性を精査し、ケアプランに位置づけることで、町への理由書の提出は不要になります。

車いす・歩行器・歩行補助つえの複数貸与を希望する場合は、町に対し、理由書及びケアプラン等を貸与前に提出してください。

詳しい手続方法については、以下を確認してください。

《手続方法》

居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)に所属するケアマネジャー等は、車いす・歩行器・歩行補助つえまたは、複数貸与が想定されるが、理由書の提出が必須ではない車いす付属品・特殊寝台付属品・体位変換器、手すり・スロープ・認知症老人徘徊感知機器について判断に迷う場合を除き、同一品目の複数貸与を希望する場合は、以下の1~4のとおり手続を行ってください。

- 1 複数貸与について、利用者の自立支援を阻害する恐れがないか、住宅改修やその他サービスで対応はできないかなど、総合的な角度からアセスメントを行ったうえで、真に必要なかどうか判断されている。
- 2 サービス担当者会議等を含めた適切なケアマネジメントにより精査を行い、複数貸与の必要性が判断されている。
- 3 町に理由書及びケアプラン等(以下①~④)を提出し、確認を受けている。

① 福祉用具貸与等に係る同一品目複数貸与理由書(様式第1号)

② サービス担当者会議等を含めた適切なケアマネジメントにより、複数貸与の必要性を判断していることが確認できる書類

◇ケアプラン4表⇒要介護

◇介護予防サービス・支援計画記録等(サービス担当者会議の要点含む)⇒要支援

※サービス担当者会議録の作成にあたっては、「サービス担当者の会議の要点(参考)」を確認してください。

③ アセスメントシート

④ 本人状態を確認できる書類

◇ケアプラン1表、2表(要介護)／介護予防サービス・支援計画書(要支援)

⑤ 福祉用具のカatalog(貸与中及び貸与予定のもの)

注意：福祉用具の品目のうち、車いす・歩行器・歩行補助用具について複数貸与の必要性を精査する場合は、身体・生活状況に応じた福祉用具の選定のため、原則、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリテーションの専門職の意見を求めることを推奨しております。
専門職の関与が難しい場合は、町の地域包括ケア会議に諮ることがあります。

「審査」

町は、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)のケアマネジャー等から提出された書類を確認し、複数貸与の必要性を判断します。

審査の結果、複数貸与の必要性が認められた場合は、「同一品目複数貸与確認結果通知書(様式第2号)」によりケアマネジャー等に通知します。

ケアマネジャー等は、本通知書に記載されている有効期間の開始日以降に貸与を開始してください。

「定期的な検証及び見直し」

令和6年度介護報酬改定により、福祉用具貸与に係るモニタリングが義務化されました。

そのため、例外給付により貸与が認められた後は、定期的にサービス担当者会議を開催などにより、効果の検証及び見直し(モニタリング)を行いケアプランに記載してください。

検証等が適切に行われていないことが発覚した場合、町に保険給付費を返還してもらうことがありますので、ご注意ください。

なお、例外給付認定後及び検証等の際、町で定期開催している「地域ケア会議」に諮ることがあります。開催前に、町からケアマネジャー等に対し、会議出席の依頼を行います。

「更新」

複数貸与が認められる期間は、要支援・要介護認定の有効期間終了日までとなります。

有効期間の更新(変更)後も継続して例外給付を受けたい場合、有効期間内に再手続きが必要です。

例)要介護1の認定あり。有効期間が令和6年2月1日～令和6年7月31日

再手続き期限：令和6年7月31日まで

※1 原則、更新または変更申請を行い、認定が確定した後に申請してください(複数貸与の必要性を記載したケアプラン等の作成が必要なため)。

※2 認定の遅れにより必要書類の用意が間に合わない場合は、必ずご連絡ください。

「提出方法等」

1 提出窓口：〒350-0324 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16

鳩山町役場 長寿福祉課 介護保険担当 TEL 049-296-1210(直通)

E-mail:h190@town.hatoyama.lg.jp

2 提出方式：窓口、郵送、メール等(※メール提出の場合、必ずパスワード設定をしてください。)

3 提出期限：新規の場合は、貸与開始日の2週間前まで／更新または変更の場合は、有効期間終了日まで

※新規、更新、変更のいずれの場合であっても、余裕を持って手続きを行ってください。

「留意事項」

・町への申請は、貸与開始日より前に行ってください。原則、貸与開始日の遡及は行わないため、申請前に貸与した分は全て自費となります。

- ・がん末期等の緊急性が高い場合などは、事前相談のうえ貸与開始日を遡及する場合があります。
- ・要支援の方で地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託している場合は、委託先の居宅介護支援事業者が書類を提出してください。

別表 福祉用具の同一品目複数貸与が必要と想定される理由

福祉用具の品目	複数貸与が必要と想定される理由
車いす	・本人または介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難であるため屋外と屋内で併用できない場合 ・住環境により、屋外用と屋内用でサイズを変更する場合
車いす付属品	車いすを複数貸与する場合で、付属品についても必要である場合
特殊寝台	想定されない
特殊寝台付属品	用具の機能を確保するために必要な場合(落下防止のためにサイドレールを設置するが、一組では落下の危険性はある等)
床ずれ防止用具	想定されない
体位変換器	クッションタイプ等のもので他の体位変換器と同時利用が必要な場合
手すり	利用者の日常生活範囲において必要である場合
スロープ	利用者の日常生活範囲において必要である場合
歩行器	・本人または介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難なため屋外と屋内で併用ができない場合 ・住環境により、屋外用と屋内用でサイズを変更する場合
歩行補助つえ	・本人または介護者がつえの拭き取りをすることが困難であるため屋外と屋内で併用ができない場合 ・用具の機能を確保するための場合(つえが二本であれば歩行が安定する等)
認知症老人徘徊感知機器	利用者の安全を確保するための場合
移動用リフト(つり具の部分を除く)	想定されない
自動排泄処理装置	想定されない